

地方消費者行政活性化基金管理運営要領

	平成 21 年 2 月 3 日	府国生第 54 号
改正	平成 21 年 7 月 1 日	府国生第 703 号
改正	平成 22 年 8 月 1 日	消地協第 16 号
改正	平成 24 年 4 月 16 日	消地協第 43 号
改正	平成 25 年 2 月 26 日	消地協第 21 号
改正	平成 26 年 2 月 6 日	消地協第 15 号
改正	平成 26 年 3 月 20 日	消地協第 66 号
改正	平成 26 年 10 月 21 日	消教地第 152 号
改正	平成 27 年 2 月 6 日	消教地第 52 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	消教地第 133 号
改正	平成 28 年 5 月 25 日	消教地第 223 号
改正	平成 29 年 2 月 16 日	消教地第 15 号
改正	平成 30 年 3 月 28 日	消教地第 70 号
改正	平成 31 年 3 月 28 日	消教地第 156 号
改正	令和 2 年 3 月 27 日	消地協第 66 号

第 1 通則

消費者行政活性化のために都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金（地方消費者行政活性化交付金により造成した部分（以下「交付金相当分」という。））を活用して行われる消費者行政活性化のための事業（以下「活性化事業」という。）については、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 基金事業

（1）基金の設置

基金は、地方消費者行政活性化交付金により都道府県がこれを設置するものとする。都道府県は必要に応じて基金を積み増すことができるものとする。その際、市町村等（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）から都道府県に基金積み増しのために拠出金を供出することができるものとする。

（2）基金の経理

基金の経理については、交付金相当分とそれ以外の部分（以下「積増し相当分」という。）を区別して行うこととする。

（3）基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(4) 基金事業の実施

① 基金事業の交付額の上限の設定

ア 都道府県は、毎年度、市町村等ごとの交付額の上限を提示するものとする。

イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村等ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 消費者行政活性化のための計画の策定

ア 市町村等は、平成 26 年度末までの計画期間を通じた消費者行政活性化の方針、計画期間中に取り組む施策・目標、消費生活相談体制の整備等を示した計画（以下「市町村プログラム」という。）を消費者庁が別に定める様式により策定し、都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、提出された市町村プログラムについて広域的な観点から必要な調整を行った上で取りまとめるとともに、都道府県自らが実施する活性化事業も踏まえ、管内全体の消費者行政活性化の方針、平成 26 年度末までの計画期間中の施策・目標、消費生活相談体制の整備等を示した消費者行政活性化計画（以下「都道府県計画」という。）を策定し、消費者庁長官に提出するものとする。

ウ 都道府県、市町村等は、必要に応じてそれぞれ都道府県計画、市町村プログラムを見直すことができるものとする。

エ 消費者庁長官は、提出された都道府県計画について、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

③ 事業計画の策定

ア 市町村等は、都道府県から提示された交付額の上限に基づき、当該年度に実施する活性化事業や必要な経費等を示した事業計画（以下「市町村事業計画」という。）を消費者庁が別に定める様式により毎年度策定し、都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、提出された市町村事業計画について広域的な観点から必要な調整を行った上で取りまとめるとともに、管内市町村等が実施する活性化事業の概要、都道府県自らが実施する活性化事業や必要な経費、当該年度の基金の取崩し額等を示した事業計画（以下「都道府県事業計画」という。）を消費者庁が別に定める様式により毎年度策定し、管内の市町村等の事業計画を添付して消費者庁長官に提出するものとする。

ウ 都道府県、市町村等は、必要に応じてそれぞれ都道府県事業計画、市町村

事業計画を見直すことができるものとする。

エ 消費者庁長官は、提出された都道府県事業計画について、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

④ 基金の取崩し

都道府県は、都道府県事業計画の範囲内で、都道府県、市町村等が行う活性化事業に必要な経費を基金から取り崩し、支出するものとする。

⑤ 交付金相当分等の取崩しの限度額

④の場合における交付金相当分等の取崩しについては、取崩しを行う年度の都道府県の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）及び当該都道府県の管内の市町村等の消費者行政経費（決算（見込み）ベース）の合計額の2分の1相当を上回らない額（以下「取崩限度額」という。）を限度とする。ただし、事業計画作成時は、予算ベースの額を計上することとする。

なお、取崩限度額の算出に当たっては、地方消費者行政強化交付金で実施する推進事業における交付金充当額を含むものとする。

⑥ 推進事業への充当

基金は、活性化事業のほかに、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（令和2年3月27日消地協第61号。以下「実施要領」という。）第3に定める推進事業へ充当することができる。

（5）運用益の処分

交付金相当分の運用によって生じた運用益は、当該交付金相当分に繰り入れるものとする。

（6）基金事業の中止又は廃止

都道府県知事は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

（7）基金の処分の制限

交付金相当分（（5）に繰り入れた運用益を含む。）は、活性化事業及び推進事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

（8）事業の終了

① 基金事業の実施期限は、別添2「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」に定める基金等活用期間に応じて設定するものとし、最長で令和2年度末までを目途とする。ただし、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要があると認められる場合は、実施期限を短縮できるものとする。

なお、基金事業の清算手続に限り、基金事業が終了する最終年度の翌年度の12月31日まで延長することができる。

- ② 活性化事業終了後には、基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を消費者庁長官に報告し、その指示を受け、交付金相当分の残余额を国庫に返還しなければならない。なお、消費者庁長官が付する期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

また、基金を解散する場合は、清算手続が全て完了したうえで行うものとする。

- ③ 消費者庁長官は、①及び②に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業及び活性化事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく消費者庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

イ 都道府県が、交付金相当分を基金事業及び活性化事業以外の用途に使用した場合

ウ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

エ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- ④ 消費者庁長官は③の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、交付金相当分から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

- ⑤ ④の期限内に交付金相当分に充当がなされない場合には、消費者庁長官は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金の交付金相当分への充当を併せて命ずるものとする。

（9）基金事業実施状況報告

都道府県知事は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、実施要領（第 2（4））の規定に基づく手続において基金事業実施状況報告を行うものとする。

第 3 活性化事業の実施

（1）活性化事業について

一般会計における活性化事業の内容、事業実施主体、対象経費等は、別添 1「基金を活用して行われる消費者行政活性化事業について」に定めるところによるものとする。

（2）市町村等が行う活性化事業に係る交付金の交付申請等

- ① 市町村等は、活性化事業を実施しようとする場合には、毎年度都道府県に対し事業計画を提出するとともに、活性化事業に係る交付金の交付申請を提出し

なければならない。

② 都道府県は、市町村等から事業計画に基づき活性化事業に係る交付金の交付申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該市町村等に対し交付金の交付を行うものとする。

③ 都道府県は、②の交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村等に対し交付金を交付するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて交付するものとする。

(3) 活性化事業の中止又は廃止

① 都道府県知事は、活性化事業を中止し、又は廃止する場合には、消費者庁長官に報告の上、その承認を受けなければならない。

② 市町村等は、活性化事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、承認を受けなければならない。

③ ②に基づき都道府県知事が承認した場合は、その旨を消費者庁長官に報告の上、その承認を受けなければならない。

第4 活性化事業を実施する場合の条件

(1) 都道府県が活性化事業を実施する場合

① 第3(1)に規定する事業に使用しなければならない。

② 都道府県事業計画に記載された活性化事業の内容及び経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、修正した都道府県事業計画を消費者庁長官に提出しなければならない。消費者庁長官は、修正された都道府県事業計画について、交付要綱又はこの要領等に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

③ 活性化事業が予定の期間内に完了しない場合又は活性化事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに消費者庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。

④ 活性化事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに活性化事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、消費者庁長官の承認を受けずに、この活性化事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

⑤ 活性化事業により取得し、又は効用の増加した財産については、活性化事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- ⑥ 活性化事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑦ 活性化事業の実施は、第3（1）の規定に即して行わなければならない。
- ⑧ 活性化事業を行う者が①から⑦までにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を第2（8）の規定に即して国庫に納付させるものとする。
- ⑨ ④において、消費者庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（2）都道府県が市町村等の行う活性化事業に対して交付する場合

- ① 第3（1）に規定する事業に使用しなければならない。
- ② 市町村事業計画に記載された活性化事業の内容及び経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村事業計画を修正し、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 活性化事業が予定の期間内に完了しない場合又は活性化事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 活性化事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに活性化事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この活性化事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑤ 活性化事業により取得し、又は効用の増加した財産については、活性化事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑥ 活性化事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑦ 活性化事業の実施は、第3（1）の規定に即して行わなければならない。
- ⑧ 活性化事業を行う者が①から⑦までにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を第2（8）の規定に即して都道府県に納付させるものとする。
- ⑨ ③に基づき都道府県知事が指示をする場合は、消費者庁長官に報告しなければならない。
- ⑩ ④において、都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3)(2)の⑧又は⑩により付した条件に基づき市町村等から都道府県に対して納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させるものとする。

(4)(1)②に規定する活性化事業の内容及び経費の配分の軽微な変更については以下のとおりとする。

① 活性化事業の内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、基金（交付金相当額）の取崩額に変更を生じないもの又は変更を生じる取崩額が第3（1）の別添1に記載する事業ごとに20%以内であるもの。

② 経費の配分の変更にあつては、活性化事業内の事業相互間における流用であつて、いずれの事業においてもその変更が20%以内であるもの。

第5 活性化事業に係る実績報告

都道府県知事は、毎年度、活性化事業が完了した後、都道府県、市町村等が当該年度に実施した活性化事業に係る実績に関する報告を取りまとめた上で、実施要領第5の規定に基づく手続において消費者庁長官への報告を行うものとする。

第6 その他

(1) 都道府県は市町村等が行う活性化事業に係る交付金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の交付要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県においては、管内市町村等、関係団体、消費者等に当該基金事業及び活性化事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村等との連携を十分に行之、事務処理に遺漏なきよう取り扱うものとする。

(3) この要領に定めるもののほか、基金事業及び活性化事業に関し必要な事項は、消費者庁次長が定めるものとする。

附則（平成27年2月6日消教地第52号）

この要領は、改正の日から施行する。ただし、第3（1）は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年2月16日消教地第15号）

この要領は、改正の日から施行する。

附則（平成30年3月28日消教地第70号）

この要領は、改正の日から施行する。ただし、第3（1）及び第5は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月28日消教地第156号）

この要領は、改正の日から施行する。

附則（令和2年3月27日消地協第66号）

この要領は、改正の日から施行する。ただし、第2（8）及び第3（1）は、令和2年4月1日から施行する。

(別添 1)

基金を活用して行われる消費者行政活性化事業について

地方消費者行政活性化基金管理運営要領第 3 (1) の活性化事業の内容、事業実施主体、対象経費等は以下によるものとする。

活性化事業については、消費者行政の強化のために必要な事業であって、既に実施している事業に係る予算を肩代わりするものではない。なお、「消費者行政の強化」については、特段の定めがない限り、消費者行政活性化のための基金条例制定時における機能を基点として、そこから強化を図る部分を指すものとする。

また、各地方公共団体（都道府県及び市町村等をいう。以下同じ。）においては、基金を活用し、効率的・効果的に事業を推進し、消費者行政の充実を図るとともに、消費者行政予算の自主財源（交付金相当分を除く。）の充実に努め、活性化事業終了後においても、基金の活用により充実・強化した地方消費者行政の体制の維持・充実を図るものとする。

1. 消費生活相談機能整備・強化事業

(1) 事業内容

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 8 条に掲げる事務（以下「消費生活相談等」という。）を実施するために行う事業。（平成 29 年度末までに実施した消費生活相談機能整備・強化事業の維持・充実を対象とする。）

- ①消費生活センターを含む消費生活相談窓口（以下「消費生活センター等」という。）を整備（新設、増設、拡充）する事業（複数の市町村等が連携して、共同で消費生活センター等を設置し、相談事業を実施するための体制整備を図る事業を含む。）。
- ②消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、消費生活センターにおいて、弁護士、一級建築士等の専門的知識を有する者を活用し、高度に専門的な消費生活相談への対応力を強化するための事業。
- ③消費生活センターが消費者から寄せられた製品関連事故に関する原因究明や品質性能検査等の依頼に対応できる機能を強化するための事業。
- ④苦情処理委員会の開催の促進、あっせん・調停機能の強化により、地域における裁判外紛争処理機能を強化するための事業。

(2) 事業実施主体

- ① (1) の①については、以下のとおり。

- ・消費生活センターの新設、増設、拡充

新設については、消費生活センターを新たに設置し、相談事業を実施しようとする市町村等。

増設については、消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする市町村等。

拡充については、消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする市町村等（休日の相談事業の実施、相談窓口の開設時間の延長を含む。）。

- ・消費生活センターを除く消費生活相談窓口の新設、拡充

新設については、消費生活相談窓口を新たに開設し、相談事業を実施しようとする市町村等。

拡充については、消費生活相談窓口を拡充し、相談事業を強化しようとする市町村等（休日の相談事業の実施、相談窓口の開設時間の延長を含む。）。

②（１）の②及び③については、消費生活センターを設置する市町村等。

③（１）の④については、苦情処理委員会を設置する市町村等。

（３）対象経費・留意点

① 対象経費

ア（１）の①については、消費生活センター等の新設、増設、拡充を図るために必要な事務所の設置、事務所の賃料（共益費その他これに類する経費を含む。以下同じ。）、事務所の改修、機材・事務用機器の設置、機材・事務用機器の賃料、執務参考資料購入、先行事例調査に要する謝金及び旅費、消費生活センター等に関する住民への周知に係る経費及び消費生活センター等の整備等の消費者行政の充実・強化の効果を把握するための調査経費を対象とする。

イ（１）の②については、専門的知識を有する者を活用するために必要な講師謝金及び講師旅費を対象とする。

ウ（１）の③については、商品テスト機器の購入、試買品購入費等の調査費、専門家に商品テストの実施を依頼するための謝金及び旅費並びに商品テストを外部機関に委託するための経費を対象とする。

エ（１）の④については、委員手当、委員等旅費、講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び調査費を対象とする。

② 留意点

ア（１）の①について

- ・消費生活センターの新設については、市町村プログラム又は市町村推進プログラムの計画期間内に消費生活センターの基準を満たし、相談事業を実施するものとする。
- ・消費生活センターの増設については、都道府県計画若しくは実施要領第２（１）②に規定する都道府県推進計画又は市町村プログラム若しくは実施要領第２（１）②に規定する市町村推進プログラム策定時点の翌会計年度内、又は都道府県計画若しくは都道府県推進計画又は市町村プログラム若しくは市町村推進プログラムの計画期間内のいずれか短い期間内に消費生活センターの基準を満たし、相談事業を実施するものとする。
- ・複数の市町村等が協定を締結し、連携して実施する場合については、その協定には、基金事業対象期間において、毎年度、中心となる市町村等（以

下「中心市町村等」という。)。に対して、中心市町村等以外の市町村等（以下「周辺市町村等」という。）から消費生活センター等の運営のための一定の拠出金を供出することを明記するものとする。

また、本事業に参加する周辺市町村等については、引き続き消費生活センター等を維持する場合は、別途 1. から 7. までの掲げる事業を実施することができる。

- ・事業計画策定時における機能から強化を図ろうとする部分を対象とする。
 - ・当該事業のうち、事務所の賃料、機材・事務用機器の賃料に活用する際には、各都道府県においては、その事業費（実施要領の（別添 1） 1.（1）①のうち、事務所の賃料、機材・事務用機器の賃料に活用する際の事業費を含む。以下同じ。）の半分を目途に消費者行政経費の自主財源（地方消費者行政強化交付金及び交付金相当分を除く。以下同じ。）が管内全体として拡充されていること（対平成 20 年度）、又は当該事業を活用する地方公共団体において、その事業費の半分を目途に消費者行政経費の自主財源が拡充されていること（対平成 20 年度）若しくは充当されていること。
- イ（1）の②について
- ・専門的知識を有する者は、弁護士、司法書士、一級建築士、医師、薬剤師、その他の高度に専門的な知見を必要とする消費生活相談に対応するために必要な専門的知識を有する者とする。
 - ・専門的知識を有する者の活用については、その活用が相談員の専門性向上につながるものでなければならないものとする。

2. 消費生活相談員養成事業

（1）事業内容

都道府県が管内の市町村等の要望を取りまとめた上で、消費生活相談を担える人材を養成できる法人（以下「法人」という。）に実務的な研修の実施を委託することにより、計画的かつ集中的に消費生活相談窓口で相談等に従事する者の養成や実務能力の向上を図る事業。（平成 29 年度末までに実施した消費生活相談員養成事業の維持・充実を対象とする。）

事業は、以下で構成されるものとする。

- ① 実務的研修の実施
- ② 実務的研修への参加支援

（2）事業実施主体

- ① 実務的研修の実施

管内の市町村等を支援するために、消費生活相談を担える人材を拡充するための実務的研修を実施しようとする都道府県。都道府県が企画・立案を行った上で、法人にその実施を委託するものとする。

- ② 実務的研修への参加支援

消費生活センターや消費生活に係る相談窓口で消費生活相談に従事する者の育成や実務能力の向上を図るため、実務的研修への参加を支援しようとする地方公共団体。

(3) 実務的研修の実施

① 実務的研修の構成

実務的研修は、座学研修及び実地研修から構成されるものとする。

ア 座学研修

消費生活相談に関する各分野の専門家を招へいして講義等を実施し、消費者からの苦情に係る相談や苦情の処理のためのあっせんを実施するために必要な知識の修得を図るものとする。

イ 実地研修

地方公共団体の消費生活センター及び消費生活に係る相談窓口において、消費生活相談に関する専門的な知見を有する者の助言・指導を得つつ実務に携わり、消費者からの苦情に係る相談や苦情の処理のためのあっせんを実施するために必要な実務能力の養成・向上を図るものとする。

② 実務的研修の実施形態

研修の実施については、都道府県の要請を受けて法人が研修に参加する者を募集する形態（以下「法人募集型」という。）と、地方公共団体により選定された者を法人が実施する実務的研修に参加させる形態（以下「自治体参加型」という。）によるものとする。なお、両形態の併用を可能とする。

ア 法人募集型

都道府県が、管内の市町村等から実地研修受入れ要望を取りまとめた上で、都道府県自らの受入れ分と合わせて養成すべき人数や必要な経費を算出し、実務的研修を企画した上で、その実施を法人に委託するものとする。法人は都道府県からの要請を踏まえ、研修に参加する者を募集し、研修を実施するものとする。

イ 自治体参加型

都道府県が、管内の市町村等及び都道府県自らの研修参加要望を取りまとめた上で、養成すべき人数や必要な経費を算出し、実務的研修を企画した上で、その実施を法人に委託するものとする。法人は都道府県からの要請を踏まえ、研修を実施するものとする。

③ 研修参加者の身分

ア 法人募集型

都道府県から委託を受けた法人の研修生等

イ 自治体参加型

実務的研修に参加させようとする地方公共団体の公務員

④ 実務的研修の進め方

ア 法人募集型

(i) 地方公共団体の実地研修受入れ要望の事業計画への記載

地方公共団体は法人が実施する実務的研修の実地研修について、法人から派遣される研修参加者の受入れを希望する場合は、受入人数、受入日数等を毎年度それぞれ第2(4)③の市町村事業計画、都道府県事業計画に記載するものとする。

(ii) 都道府県は、管内の実地研修受入要望を取りまとめた上で、研修実施や研修への参加を支援するために必要な経費等を都道府県事業計画に記載するとともに、この要領及び消費者庁が別に定める研修実施ガイドラインを踏まえて「消費生活相談員養成実務的研修実施方針」(以下「研修実施方針」という。)を消費者庁が別に定める様式により作成し、同事業計画に添付しなければならない。

(iii) 研修の実施を委託された法人は、研修実施方針、研修実施ガイドラインを踏まえて研修プログラムの実施に係る計画(以下「研修実施計画」という。)を作成するとともに、都道府県に提出し、その承認を得た上で実施するものとする。

(iv) 都道府県は、事業を委託する際、研修参加者が実地研修で従事する実務の内容を仕様書等で明らかにしておくものとする。また、研修の実施を委託された法人は、実地研修を受け入れる地方公共団体との間で、研修参加者の守秘義務取扱や研修参加者が実地研修で従事する実務の範囲等について、あらかじめ取り決めを交わすとともに、研修参加者に周知を図るものとする。

イ 自治体参加型

(i) 地方公共団体の実務的研修参加要望の事業計画への記載(後記(4)①を参照のこと)

(ii) 都道府県は、管内の実務的研修への参加要望を取りまとめた上で、研修実施や研修への参加を支援するために必要な経費等を都道府県事業計画に記載するとともに、この要領及び消費者庁が別に定める研修実施ガイドラインを踏まえて研修実施方針を消費者庁が別に定める様式により作成し、都道府県事業計画に添付しなければならない。

(iii) 研修の実施を委託された法人は、研修実施方針、研修実施ガイドラインを踏まえて研修実施計画を作成するとともに、都道府県に提出し、その承認を得た上で実施するものとする。

(iv) 研修の実施を委託された法人は、研修参加者に対して、実地研修を実施する地方公共団体における守秘義務の取扱の周知を図るものとする。

(4) 実務的研修への参加支援

① 事業計画への記載

地方公共団体は法人が実施する実務的研修に参加を希望する場合は、参加人数、参加日数及び研修参加支援費等を毎年度それぞれ市町村事業計画、都道府

県事業計画に記載するものとする。

② 機会費用の補償等

ア (3) ②アの法人募集型においては、法人は、研修参加者に対して、日額1万5千円を上限として日当を支払うものとする。また、別途旅費を支払うものとする。

イ (3) ②イの自治体参加型においては、地方公共団体は、研修参加者に対して、当該地方公共団体の条例及び規則等で定めるところにより、会計年度任用職員については、給料及び報酬、任期付短時間勤務職員については、給料及び手当を支給するものとする。その他、会計年度任用職員については、手当及び費用弁償を支給するとともに、社会保険料（雇用主負担分に限る。以下同じ。）を負担し、任期付短時間勤務職員については、社会保険料を負担するものとする。なお、実務的研修に参加した日については、上に規定する報酬等以外を支給しないものとする。

(5) 研修日誌

① 研修日誌の作成

研修に参加した者は、座学研修においては受講講座名等、実地研修においては研修実施場所及び実地研修内容等を記載するとともに、講師又は指導員等によりその参加証明を記した研修日誌を都道府県又は法人が定める様式により作成しなければならない。

② 研修日誌の管理

研修日誌については、毎年度の事業終了後は都道府県に移管し、都道府県が毎年度事業終了後から3年間保管するものとする。

(6) 対象経費・留意点

① 対象経費

ア (2) の①については、実務的研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、研修に参加する者の宿泊に係る経費、教材作成・購入、その他管理に係る経費に相当する部分を対象とする。

イ (2) の②の対象経費（法人募集型）

日当、旅費

ウ (2) の②の対象経費（自治体参加型）

会計年度任用職員については、給料、報酬、手当、費用弁償及び社会保険料

任期付短時間勤務職員については、給料、手当及び社会保険料

ただし、給料及び報酬については、一人の職員について、日額1万5千円を上限とする。

② 留意点

本事業は、常勤職員は対象外とする。

3. 消費生活相談員等レベルアップ事業

(1) 事業内容

消費者行政に従事する者（常勤・非常勤、一般職・特別職を問わない。以下「消費者行政担当者」という。）のレベルアップを図るための研修の開催や、消費者行政担当者が研修に参加するための支援を行う事業。（平成 29 年度末までに実施する消費生活相談員等レベルアップ事業の維持・充実を対象とする。）

(2) 事業実施主体

① 研修開催（都道府県）

管内の市町村等の取組を支援するために、管内の消費者行政担当者（都道府県の消費者行政担当者を含む。）を対象として消費者行政に係る研修を実施しようとする都道府県。

② 研修開催（市町村等）

消費者行政担当者を対象として消費者行政に係る研修を実施しようとする市町村等。

③ 研修参加支援（都道府県）

管内の市町村等の取組を支援するために、管内の消費者行政担当者（都道府県の消費者行政担当者を含む。）が消費者行政に係る研修に参加することを支援しようとする都道府県。

④ 研修参加支援（市町村等）

消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加することを支援しようとする市町村等。

(3) 対象経費

ア （2）の①及び②については、研修の開催に必要な講師謝金、講師旅費、会場借料、会議費及び教材作成・購入に係る経費に相当する部分を対象とする。

イ （2）の③及び④については、消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加するために必要な旅費、研修費及び教材費を対象とする。

4. 消費生活相談体制整備事業

(1) 事業内容

都道府県事業計画に基づき、消費生活相談など消費者行政機能を強化するための人的体制を整備する事業。（都道府県については平成 24 年度末まで、市町村等については平成 29 年度末までの消費者行政機能の強化に係る人的体制の維持・充実を対象とする。）

(2) 事業実施主体

地方公共団体。

(3) 対象経費・留意点

① 対象経費

- ア 以下の（a）～（c）に掲げる業務を円滑に実施するため、
- （i）消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の勤務時間及び勤務日数の拡大、
 - （ii）消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の配置・増員、
 - （iii）消費者行政担当者による時間外勤務に係る経費
- （a）消費者安全法第12条の規定に基づく消費者事故等の消費者庁への通知
例えば、消費者からの苦情相談等に係る情報のP I O－N E Tへの入力期間の短縮 等
- （b）共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク（消費者ホットライン）に参加することにより増加が見込まれる消費者からの苦情相談への対応
例えば、増加する相談に対応するために相談員を増員する 等
- （c）相談分野の拡大など消費者行政の強化
例えば、新たな分野の相談対応の実施、休日相談の実施、消費生活センター等で実施する相談員養成のための実務的研修において、相談員が研修参加者へ助言・指導を行うこと、事業者指導・法執行機能の強化 等
- イ 以下の（a）～（c）に掲げる業務を円滑に実施するため、消費者行政担当者（常勤職員を除く。）の報酬引上げに係る経費
- （a）苦情相談における「あっせん」の実施
 - （b）管内の消費生活相談員等に対する助言・指導
 - （c）アの（a）のうち、重大事故その他の消費者事故等の情報の分析に関する業務等
- ウ 会計年度任用職員に対しては、給料、報酬、費用弁償、社会保険料（雇用主負担分）、時間外勤務手当及び制度移行後に新たに発生した各種手当、任期付短時間勤務職員に対しては、給料、手当及び社会保険料（雇用主負担分）、常勤職員に対しては、時間外勤務手当を対象とする。

② 留意点

- ア 当該事業を選択する地方公共団体は、必要な経費等を毎年度それぞれ市町村事業計画、都道府県事業計画に記載するものとする。
- イ 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村等については、共通電話番号による全国的な相談窓口のネットワーク（消費者ホットライン）への接続を当該事業実施の条件とする。
- ウ 各都道府県においては、当該事業費（実施要領の（別添1）4.（3）①の事業費を含む。以下同じ。）の半分を目途に消費者行政経費の自主財源が管内全体として拡充されていること（対平成20年度）、又は当該事業を活用する地方公共団体において、当該事業費の半分を目途に消費者行政経費の自主財源が拡充されていること（対平成20年度）若しくは充当されていること。

5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業

(1) 事業内容

市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上に向けた取組を支援するために都道府県が実施する事業。(平成 29 年度末までに実施する、市町村等の基礎的な取組に対する支援に関する事業の維持・充実を対象とする。)

例) ・支援要員の派遣による市町村等の消費生活相談員等との共同処理の実施や、巡回による指導・助言の提供
・市町村等に寄せられた高度に専門的知識を要する相談に対応するための専門家からの助言機会の提供
・管内市町村等の支援を目的とした消費者行政担当者のレベルアップのための研修参加 等

(2) 事業実施主体

都道府県。

(3) 対象経費・留意点

- ①市町村等における消費生活相談等の体制整備やその水準向上に向けた取組を支援するために都道府県が実施する事業で、1. の事業内容に準ずるものについては、1. (3) の対象経費・留意点を準用するものとする。
- ②市町村等の取組を支援するための消費者行政担当者については、4. (3) の対象経費・留意点を準用するものとする。

6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

(1) 事業内容

1. から 5. まで及び 7. のメニュー以外で消費者の権利を守ることを目的とした、地域社会における消費者問題解決力の強化に向けた以下の分野の事業(食品表示等問題への迅速かつ適切な対応、リスクコミュニケーションに係る事業(食品と放射能の問題への対応を含む。))及び高齢者の消費者トラブルの防止に係る事業等を含む。なお、平成 29 年度末までに実施する、消費者問題解決力の強化に関する事業の維持・充実を対象とする。)

- ①消費者教育の推進に関する法律(平成 24 年法律第 61 号)を踏まえた、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る等により消費者の安全・安心を確保するための事業(地域や学校における消費者教育の推進や消費者教育に関わる人材育成、消費者問題への関心を喚起するための研修・講習等(庁内職員向け研修を含む。))の開催等)
- ②適格消費者団体等、地域において消費者問題に取り組む団体への補助事業を含む地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業
- ③事業者指導や法執行等の強化を図るための事業(事業者への広報・周知の強化に関する事業を含む。)
- ④その他地域社会における消費者問題解決力の強化に向けた事業であって、先

進性・モデル性の高い事業

(2) 事業実施主体

都道府県及び消費生活センター等を設置する市町村等。

(3) 基金取崩限度額（交付金相当分。）

1 事業当たり 1,500 万円以内とする。

ただし、消費者庁長官が個別に認める事業については、この限りではない。

(4) 対象経費・留意点

消費生活相談員等の雇入れ等の経常的な経費は対象外とする。

7. 消費者安全法第 47 条第 2 項の規定に基づく法定受託事務

(1) 事業内容

消費者安全法第 47 条第 2 項の規定に基づき、都道府県又は消費生活センターを置く市町村等が行う事務の実施に要する経費

(2) 事業実施主体

都道府県及び消費生活センターを設置する市町村等。

(3) 対象経費・留意点

当該事務に要する経費として明確に区分されるもの。

(別添 2)

地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について

地方消費者行政に対する国の財政措置（基金又はその後継となる財政措置であって、東日本大震災復興特別会計によるものを除く。以下「基金等」という。）が行われる場合において、基金等により整備した消費者行政体制の自主財源による安定的な維持・充実を図るべく、各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするため、個別事業ごとの基金等の活用期間を定める。

第 1 原則

基金等を活用できる期間（以下「基金等活用期間」という。）は、個別事業ごとに、本規定以前に基金を活用した期間を含め、当該事業を開始した年度の初日を起算点として、次の表の左欄に掲げる事業メニュー（別添 1 に掲げる事業メニューをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ右欄に定める期間とする。

1. 消費生活相談機能整備・強化事業	
① 消費生活センター等の整備	3 年
② 消費生活相談対応力強化のための専門家の活用	7 年
③ 製品関連事故等の原因究明等のための機能強化	
④ 地方苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化	
2. 消費生活相談員養成事業	
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業	
4. 消費生活相談体制整備事業	
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業	
1. の事業に準ずる事業	1. に準ずる
市町村等の取組支援のための消費者行政担当者の体制整備	4. に準ずる
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	7 年
7. 消費者安全法第 47 条第 2 項の規定に基づく法定受託事務	設定なし

注：財政力が弱く、かつ小規模な市町村については、財政構造の弾力性が乏しく、より自主財源化に時間がかかることから、（1）人口 5 万人未満、かつ、（2）財政力指数 0.4 未満である市町村については、上記の基金等活用期間をそれぞれ 2 年延長する。

注：上記の「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。

第2 期間の特例等

- (1) 基金等活用期間経過後においても、地方公共団体の独自の取組として基金等を活用して整備した体制を維持又は更に強化することを、毎年度表明することを条件として特例を設ける。

表明の方法は、地方公共団体の長の施政方針演説、総合計画等の地方公共団体の長の意思として対外的に表明するものとする。

対象事業メニュー：1. から6. まで

対象地方公共団体：基金等活用期間経過後において、基金等を活用して整備した体制を維持又は更に強化することを対外的に表明する地方公共団体（毎年度、その前年度において表明したかどうかを（市町村等にあつては、都道府県を通じて）確認する。）

特 例 内 容：基金等活用期間をそれぞれ2年延長

- (2) 地方公共団体の判断で、会計年度任用職員等については一律に任用更新回数の上限を設け、同一者を再度任用しない例（いわゆる「雇止め」）が増えている。このため、国費を投じて確保・養成・育成した消費生活相談員が、実際に能力を発揮する前に雇止めとなることのないよう、雇止めを行っている場合には、基金等活用期間を以下のとおりとする。

対象事業メニュー：2. から4. まで及び5. のうち市町村等の取組支援のための消費者行政担当者（消費生活相談員に限る。）の体制整備に関する事業

対象地方公共団体：会計年度任用職員等として任用する消費生活相談員の雇止めをしている地方公共団体（毎年度の交付金交付時に、その前年度において雇止めを行っている（又は雇止めを前提とした雇用ルールとなっている）かどうかを（市町村等にあつては、都道府県を通じて）確認する。ただし、該当メニューごとに、基金等活用期間の最終年度の前年度までに雇止めの見直しをした地方公共団体については対象外とする。）

措 置 内 容：基金等活用期間をそれぞれ2年短縮

注：上記の「雇止め」とは、条例、規程等（人事等の内部規程を含む。）において、会計年度任用職員等として任用する消費生活相談員について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないという規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。任用回数に上限が設けられている場合でも、任用回数の上限を超えた後に、客観的な能力実証を行った結果として同一者の再任用が可能な場合は「雇止め」に該当しないが、その際、空白期間を設けないことが求められる。